

西九州大学大学院学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに西九州大学大学院学則(平成11年4月1日制定)第19条第3項の規定に基づき、西九州大学(以下「本学」という。)が授与する大学院の学位について、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する大学院の学位は、修士及び博士とする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

栄養学専攻	修士(栄養学)
栄養学専攻	博士(栄養学)
臨床心理学専攻	修士(臨床心理学)
リハビリテーション学専攻	修士(リハビリテーション学)
子ども学専攻	修士(子ども学)
地域生活支援学専攻	修士(生活支援学)
地域生活支援学専攻	博士(生活支援学)
看護学専攻	修士(看護学)

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、大学院の修士課程及び博士前期課程を修了した者に授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

第4条の2 博士の学位は、大学院の博士後期課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士の学位論文(以下「博士論文」という。)の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者に授与することができる。

(学位の申請)

第5条 第4条に規定する学位の授与を受けようとする者は、学位申請書(別紙第1号様式)に修士の学位論文(以下「修士論文」という。)を添えて、研究科長に提出しなければならない。

2 前条第1項に規定する学位の授与を受けようとする者は、学位申請書(別紙第2号様式)に博士論文、論文目録(別紙第4号様式)、博士論文の要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 前条第2項の規定により、博士論文を提出して学位の授与を受けようとする者は、学位申請書(別紙第3号様式)に、前項に規定するもののほか、別に定める学位論文審査手数料を添えて、研究科長に提出しなければならない。

4 研究科の博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位を申請するときは、前項の規定を準用する。この場合において、退学したときから1年を超えないときは、学位論文審査手数料の納付を免除する。

5 既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

(修士論文及び博士論文)

第5条の2 修士論文及び博士論文は、1編に限る。ただし、参考資料として他の論文を添付すること

ができる。

- 2 研究科長は、審査のため必要があるときは、修士論文及び博士論文の提出者に、当該修士論文及び博士論文の訳文その他必要な資料等の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第6条 研究科長は、第5条第1項の規定による修士の学位の申請を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

- 2 研究科長は、第5条第2項、第3項及び第4項の規定による博士の学位の申請を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

(審査員の選出)

第7条 前条第1項の規定により修士論文の審査を付託された研究科委員会は、修士論文の内容に関連がある専攻の研究指導教員の中から学位論文審査員（以下「審査員」という。）3人以上を選出して、修士論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

- 2 前条第2項の規定により博士論文の審査を付託された研究科委員会は、博士論文の内容及び専攻科目に関連がある博士後期課程担当の研究指導教員の中から選出した3人以上を審査員とする博士論文審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置し、博士論文の審査並びに最終試験及び学力の確認を行わせるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、修士論文及び博士論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等を審査員として加えることができるものとする。

- 4 選出された審査員のうち1人を主査（指導教員を除く。）とする。

(審査の期間)

第8条 修士論文は、提出者の在学期間中に審査を終了するものとする。

- 2 博士論文は、受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。

(最終試験)

第9条 最終試験は、第5条第1項又は第2項の規定により申請のあった者に対し、修士論文又は博士論文の審査を終えた後、修士論文又は博士論文を中心として、これに関連のある研究分野について筆記または口述により行うものとする。

- 2 学位論文発表会、公開発表会は、最終試験をかねることができる。

- 3 学位論文審査において、不合格となった者に対しては、当該年度最終試験は行わない。

第9条の2 最終試験は、第5条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、博士論文の審査を終えた後、博士論文を中心として、これに関連のある研究分野について筆記又は口述により行うものとする。

(学力の確認)

第9条の3 学力の確認は、第5条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、博士論文の審査及び最終試験を終えた後、博士論文に関連のある研究分野及び外国語について筆記又は口述により行うものとする。

(学力の確認の特例)

第9条の4 前条の規定にかかわらず、第5条第4項に規定する者のうち、退学したときから一定の年限内の者については、研究科の定めるところにより、第4条の2第1項に規定する者と同等以上の学力を有する者とみなし、学力の確認を免除することができる。

(審査結果の要旨の報告)

第10条 審査員は、第5条第1項又は第2項の規定により申請のあった者の修士論文又は博士論文の審査及び最終試験を終了したときは、その結果の要旨を速やかに研究科委員会に報告するものとする。

2 審査員は、第5条第3項及び第4項の規定により申請のあった者の博士論文の審査並びに最終試験及び学力の確認を終了したときは、その結果の要旨を速やかに研究科委員会に報告するものとする。

3 前2項の報告は、文書をもって行うものとする。

(合否の判定)

第11条 研究科委員会は、前条第1項の報告に基づき、修士論文又は博士論文及び最終試験の合否判定を行う。

2 研究科委員会は、前条第2項の報告に基づき、博士論文及び最終試験の合否の判定を行う。

3 前2項の判定は、構成員（海外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(判定結果の報告)

第12条 研究科長は、研究科委員会において学位を授与するものと判定したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した文書を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

(1) 本籍、氏名、生年月日

(2) 授与する学位の種類

(3) 授与する年月日

(4) 修士論文の審査及び最終試験の結果の要旨

(5) 博士の場合、第4条の2第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

(6) 博士の場合、博士論文の審査及び最終試験の結果の要旨

(7) 第4条の2第2項の規定による博士の場合、学力の確認の結果の要旨

2 学位を授与できないと判定した者については、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、前条により学位を授与すると決定した者には、学位記（別紙第5号様式、別紙第6号様式又は別紙第7号様式）を交付し、学位を授与する。

(学位の名称)

第14条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「西九州大学」と付記しなければならない。

(学位の取り消し)

第15条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記の返還を命じ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会において前項の決定をする場合は、第11条第3項の規定を準用する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月20日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月20日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月19日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月21日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月17日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月19日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に西九州大学大学院健康福祉学研究科に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成26年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学する者に係る学位申請書及び学位記については、この規程による改正後の別紙第1号様式及び別紙第2号様式にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成26年3月15日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月17日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日に西九州大学大学院生活支援科学研究科に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学する者に係る学位申請書及び学位記については、この規程による改正後の別紙第1号様式から別紙第7号様式までにかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成27年3月14日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月14日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別紙第1号様式（第5条第1項関係）
修士の学位申請の様式

学 位 申 請 書

年 月 日

西九州大学大学院生活支援科学研究科長 殿

西九州大学大学院生活支援科学研究科
○○○専攻

氏名 印

このたび、修士（○○）の学位の授与を受けたく、西九州大学大学院学位規程第5条第1項の規定に基づき、修士論文を提出しますので、御審査くださるよう御願います。

別紙第2号様式（第5条第2項関係）

博士の学位申請の様式

学 位 申 請 書

年 月 日

西九州大学大学院生活支援科学研究科長 殿

西九州大学大学院生活支援科学研究科

〇〇〇専攻

氏名

印

このたび、博士（〇〇）の学位の授与を受けたく、西九州大学大学院学位規程第5条第2項の規定に基づき、下記の書類を提出しますので、御審査くださるよう御願いたします。

（添付書類）

博士論文 4部、論文目録 4部、博士論文の要旨 4部、

参考論文 各4部、履歴書 4部、参考資料 各4部

別紙第3号様式（第5条第3項及び第4項関係）

博士の学位申請の様式

学 位 申 請 書

年 月 日

西九州大学大学院生活支援科学研究科長 殿

氏名

印

このたび、博士（〇〇）の学位の授与を受けたく、西九州大学大学院学位規程第5条第3項（第4項）の規定に基づき、下記の書類及び学位論文審査手数料添えて提出しますので、御審査くださるよう御願います。

（添付書類）

博士論文 4部、論文目録 4部、博士論文の要旨 4部、

参考論文 各4部、履歴書 4部、参考資料 各4部

別紙第4様式（第5条第2項関係）

論文目録

報告番号	甲 第 号 乙	氏 名	
<p>博士論文</p> <p>題 名</p> <p>(既に印刷公表したものについては、その方法及び年月、未公表のものについては、公表の方法及び時期を記入すること。)</p> <p>参考論文</p> <p>題名、雑誌名、巻（号のみの雑誌は号）、頁一頁、発行西暦年月 ()</p> <p>題名 (同 上)</p>			

備 考

- 1 博士論文の題名が外国語の場合は、日本語で訳文を（ ）を付して記入すること。
- 2 報告番号は、記入しないこと。

学位記

氏名

年 月 日生

本学大学院生活支援科学研究科〇〇専攻において所定の

単位を修得し修士論文の審査及び最終試験に合格したので修士

（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

西九州大学

大学印

修第
号

学位記

氏名

年 月 日生

本学大学院生活支援科学研究科〇〇専攻の博士後期

課程において所定の単位を修得し博士論文の審査及び最終試験

に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

西九州大学

大学印

博士第 号

学位記

氏名

年 月 日生

本学に博士論文を提出し大学院生活支援科学研究科委員会

所定の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の

学位を授与する

年 月 日

西九州大学

大学印

博士
第 号